

第72号議案

府中市ボートレース企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例

上記の議案を提出する。

令和4年11月28日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

競走事業において地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の規定の全部を適用することに伴い、新たに設置するボートレース企業局の職員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

府中市ボートレース企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、別に定めるもののほか、府中市モーターボート競走条例(昭和30年7月府中市条例第11号)第5条第2項に規定するボートレース企業局の職員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 常時勤務を要する職員(臨時的任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の3第4項の規定により任用される職員をいう。第26条において同じ。))を除く。)及び定年前再任用短時間勤務職員(同法第22条の4第1項の規定により採用される職員をいう。第24条において同じ。)(以下これらを単に「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、超過勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員緊急時等勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。

(給料表)

第3条 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

2 給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。

3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は、地方公営企業法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めなければならない。

(管理職手当等)

第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その特殊性に基

づき、モーターボート競走事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が指定する職にある職員（次項及び第16条において「管理職員」という。）に対して支給する。

2 管理職員には、超過勤務手当、休日給及び夜間勤務手当は支給しない。
（扶養手当）

第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員（管理者が指定する職にある職員を除く。）に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第9条において同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

（地域手当）

第6条 地域手当は、管理者が指定する地域に勤務する職員に対して支給する。

（住居手当）

第7条 住居手当は、世帯主（これに準ずる者を含む。）である職員のうち、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を負担する職員に対して支給する。ただし、管理者が指定する職員には支給しない。

（通勤手当）

第8条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下この条において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が、片道2キロメートル

ル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

- (2) 通勤のため、自転車その他の交通の用具で、管理者が指定するもの(以下この条において「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

(単身赴任手当)

第9条 単身赴任手当は、管理者が指定する公署への異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病、配偶者の引き続きの就業その他管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等から困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。

(特殊勤務手当)

第10条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に対して支給する。

(寒冷地手当)

第11条 寒冷地手当は、著しく寒冷な地域として管理者が指定するものに勤務する職員に対して支給する。

(超過勤務手当)

第12条 超過勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間外に勤務した全時間について支給する。

(休日給)

第13条 休日給は、休日（正規の勤務時間においても勤務することを要しない日をいう。以下同じ。）又は代休日（休日に特に勤務することを命じた場合における当該休日に代わる日をいう。以下同じ。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、当該正規の勤務時間中に勤務した全時間について支給する。ただし、管理者が職員に休日の勤務に替えて代休日を指定したときは、休日給は支給しない。

2 前項に規定する正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員が正規の勤務時間を超えて勤務した場合は、その超過した時間に対しては前条に規定する超過勤務手当を支給する。

（夜間勤務手当）

第14条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

（宿日直手当）

第15条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、当該勤務について支給する。

2 前項の勤務は、前3条に規定する手当の対象となる勤務には含まれないものとする。

（管理職員緊急時等勤務手当）

第16条 管理職員緊急時等勤務手当は、管理職員が緊急又は臨時の必要その他の公務の運営の必要により週休日（正規の勤務時間を割り振らない日をいう。第25条において同じ。）休日又は代休日に勤務した場合に支給する。ただし、管理者が管理職員に休日の勤務に替えて代休日を指定したときは、当該手当は支給しない。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が、緊急又は臨時の必要その他の公務の運営の必要により、同項の規定による支給の対象となる日以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員緊急時等勤務手当を支給する。

（期末手当）

第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員（これらの日前1月以内に退職し、又は死亡した職員を含む。次条において同じ。）に対して、その職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。ただし、支給が適当でないと管理者が認める事由に該当する職員には、当該手当は支給しない。

（勤勉手当）

第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する職員に対して、その職員の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。ただし、支給が適当でないと管理者が認める事由に該当する職員には、当該手当は支給しない。

（特定任期付職員業績手当）

第19条 特定任期付職員業績手当は、特定任期付職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第7条第1項に規定する特定任期付職員をいう。第25条において同じ。）のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。

（退職手当）

第20条 退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合にあつては、管理者が指定する者）に対して支給する。ただし、支給が適当でないと管理者が指定する職員には、当該手当は支給しない。

2 管理者は、退職手当に関し、次に掲げる処分をすることができる。

- (1) 退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分
- (2) 退職手当の全部又は一部の返納を命ずる処分
- (3) 退職手当の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分

（給与の減額）

第21条 職員が勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。ただし、次に掲げる事由に該当するときは、給与額を減額しない。

- (1) 休日又は代休日である場合
- (2) 年次有給休暇、病気休暇又は特別休暇を取得した場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が承認する場合

(休職者の給与)

第22条 職員が休職にされたときは、管理者が定めるところにより、その職員に対して給与を支給することができる。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第23条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第24条 第5条、第7条、第9条、第11条及び第20条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

(特定任期付職員についての適用除外等)

第25条 第4条、第5条、第7条、第12条から第14条まで及び第18条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 第16条第1項に定めるもののほか、管理職員緊急時等勤務手当は、特定任期付職員が緊急又は臨時の必要その他の公務の運営の必要により週休日、休日又は代休日において勤務した場合に支給する。ただし、管理者が特定任期付職員に休日の勤務に替えて代休日を指定したときは、当該手当は支給しない。

3 前項に規定する場合のほか、特定任期付職員が、緊急又は臨時の必要その他の公務の運営の必要により、同項の規定による支給の対象となる日以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該特定任期付職員には、管理職員緊急時等勤務手当を支給する。

(臨時的任用職員の給与)

第26条 臨時的任用職員の給与は、職員の給与との権衡を考慮して、管理者が定める。

(会計年度任用職員等の給与)

第27条 会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいい、府中市ポートレース企業局従事員の給与の種類及び基準に関する条例(令和 年 月府中市条例第 号)の適用を受ける職員を除く。)の給与の

種類は、給料並びに地域手当、通勤手当、寒冷地手当、超過勤務手当及び期末手当とする。

2 前項の会計年度任用職員の給与の基準は、職員の給与の基準との権衡を考慮して、管理者が定める。

3 特別職(地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる職をいう。)の非常勤職員の給与は、職員の給与との権衡を考慮して、管理者が定める。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

2 第24条の規定は、暫定再任用常時勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。次項において「令和3年改正法」という。)附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。)について準用する。

3 暫定再任用短時間勤務職員(令和3年改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。)は、第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

(府中市職員の給与に関する条例の一部改正)

4 府中市職員の給与に関する条例(昭和29年6月府中市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、単身赴任手当」及び「、宿日直手当」を削り、「、勤勉手当及び寒冷地手当」を「及び勤勉手当」に改める。

第10条の2を削る。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第17条中「、宿日直手当」を削る。

第20条の5を削る。

第24条第2項中「、第9条の3、第10条の2及び第20条の5」を「及び第9条の3」に改める。

別表第5を削る。

(府中市職員旅費支給条例の一部改正)

5 府中市職員旅費支給条例(昭和29年6月府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とする。

第3条第1項中「出張し、又は赴任した」を「出張した」に改める。

第8条第1項中「、移転料、着後手当、扶養親族移転料」を削り、同条中第9項から第11項までを削り、第12項を第9項とし、第13項を第10項とする。

第11条第1項及び第12条中「別表第1」を「別表」に改める。

第12条の2及び第12条の3を削る。

別表第2及び別表第3を削り、別表第1を別表とする。

(府中市職員の懲戒に関する条例の一部改正)

6 府中市職員の懲戒に関する条例(昭和31年3月府中市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「法第57条」を「地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員及び法第57条」に改める。

(府中市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部改正)

7 府中市職員の公益的法人等への派遣に関する条例(平成28年12月府中市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条中「派遣職員」の次に「(企業職員(地方公営企業法第15条第1項に規定する企業職員をいう。以下同じ。)である派遣職員を除く。以下この条から第7条までにおいて同じ。)」を加える。

第5条中「復帰した職員」の次に「(企業職員である職員を除く。第7条において同じ。)」を加える。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(企業職員である派遣職員の給与の種類)

第8条 企業職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事する職員には、その職員派遣の期間中、府中市ポートレース企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（令和 年 月府中市条例第 号）第2条に規定する給料及び手当を支給することができる。

（府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

8 府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和3年9月府中市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条中「寒冷地手当」を「勤勉手当」に改める。